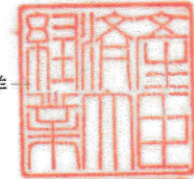


金 監 第 1 3 号
2 0 1 4 1 2 0 8 情 第 4 号
厚生労働省発医政0107第3号
平成 2 7 年 1 月 7 日

内閣総理大臣 安倍 晋三



経済産業大臣 宮沢 洋一



厚生労働大臣 塩崎 恭久



平成26年12月8日付けで別添により確認の求めのあった件について、下記のとおり回答します。

記

○5の(1)について

健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第1項に規定する「疾病又は負傷」については、保険医療機関及び保険医療費担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第12条において、保険医の診療が「一般に医師又は歯科医師として診療の必要があると認められる疾

病又は負傷」に対して行うものとされていることから、歯科医師が、う蝕・歯周病に罹患しておらず、口腔内に他の疾病又は負傷がないと判断した場合は、当該判断を受けた者の状態は、「疾病又は負傷」に該当しない。

○5の(2)から(4)について

健康保険法第63条第1項に規定する療養の給付は、「疾病又は負傷」に対して行うことから、歯科医師が、う蝕・歯周病に罹患しておらず、口腔内に他の疾病又は負傷がないと判断した者に対する「機械的歯面清掃」、「口腔衛生指導」、「予防処置」又は「予防メンテナンス」等については、療養の給付に該当しない。

○5の(5)及び(6)について

診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第二第8部処置1011-2歯周病安定期治療についての解釈は、貴見のとおり。

(注)

本回答は、確認を求める対象となる法令等を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提として、現時点における見解を示したものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。